

仕 様 書

1. 件名

パブリック・クラウド環境の利用

2. 研究および作業の目的

産業技術総合研究所（以下、「産総研」という。） インテリジェントプラットフォーム研究部門では、AIシステムの品質管理に関する課題に対して、機械学習品質マネジメントガイドラインに沿った評価手法を一元的に管理するリポジトリをアマゾン・ウェブ・サービス（以下「AWS」という）に機械学習システム品質評価手法のハブシステム（以下「AITHubシステム」という）として構築している。また、AIシステムの品質評価支援ツール（以下「Qunomon」という）を利用し、インターネット経由でAITHubシステムを利用できる環境が必要となる。AWSでは、パブリック・クラウドで行うサービスの1つとして、インターネット経由でコンピューティング、データベース、ストレージなど、さまざまな IT リソースをオンデマンドで利用することができるサービスである。

こうした状況を踏まえ、AWSの調達を行うものである。

3. 作業項目

3-1 パブリック・クラウド環境の利用

3-2 費用確認ツールの利用

3-3 AWSのビジネスサポート以上に相当する技術サポートの提供

4. 作業項目別仕様

4-1. パブリック・クラウド環境の利用

- 研究開発継続性の観点から、既存で利用しているAWSアカウント（アカウント数：2）を継続して利用できること。
- 既存の事業者とやり取りの上、サービス利用停止期間を発生させずにアカウントの引き継ぎを実施すること。
- アカウントの引き継ぎにあたって必要となる作業及び費用に関しては、受注者の負担とする。
- クラウド・サービスの利用方法に関しては全てのサービスから産総研が任意に選択、決定できること。
- AWSの提供するサービスを本契約内において、自由に利用を開始し、自由に終了できること。また、使用量に関しては産総研が随時モニタリングできること。

- 提供を受けるクラウド・サービスの量は、1か月あたり3,000ドルを想定している。契約締結時に、1ドルあたりの利用料金を円建てで固定する形で実施する。利用料金は為替の変動による変更は実施しないものとする。ただし使用量は想定であり、これを保証するものではない。

4-2. 費用確認ツールの利用

クラウドリソースの管理ツールとして、以下の要件を満たすツールを提供すること。

- グラフ化して、リソース別に利用状況に関わる情報を提供することができること。
- 図表化又はグラフ化して、月別、週別、日別に利用料の推移を閲覧することができること。
- アカウント、利用期間、及びサービスの各指標を組み合わせて、利用料を分析することができること。
- アドバイザー機能として、コストの最適化を推奨することができること。
- 設定した利用料の閾値（threshold）に到達した場合に、当該閾値に到達したことを、指定したメールアドレスに通知することができること。
- 仮想化されたリソースを管理するために、日別（日毎）及び月別（月毎）の利用料を照会することができるAPI（Application Programming Interface）を提供すること。

4-3. AWSのビジネスサポート以上に相当する技術サポートの提供

4-3-1. 技術相談の内容

- 産総研の管理者および利用者がAWSの管理・利用の上で生じた技術的な課題の解決に関する事柄。

4-3-2. 技術相談の要件

- 相談の問い合わせ方法は少なくともメール、電話いずれでも対応可能であること。電話の場合は、産総研営業日（土曜、日曜、祝日及び年末年始（12月29日～翌年の1月3日）を除いた日）の9：30～18：00に対応可能であること。
- 相談への対応は原則としてリモートとし、十分に情報セキュリティが確保されている場所を作業場所として受注者が準備すること。
- 月の対応時間を一定時間（8時間）と設定し、実際に要した対応時間が下回った場合においても一定時間対応したものとみなすこととする。
- 技術相談料については、4-1パブリック・クラウド環境の利用とは別に設定すること。月の対応時間が一定時間を超えた場合は、1時間単位で超過時間分について精算するため、月額固定費と一時間あたりの相談料を個別に設定すること。なお、各月の技術相談の対応時間は10時間を想定している（月額固定費分が8時間、超過時間分が2時間）。ただし上記の対応時間は想定であり、これを保証するものではない。

- 相談への対応において、受注者が調査のために本契約で調達したAWS を使用した場合は、その使用分は本件での産総研の使用量に含めるものとする。

5. 特記事項

- パブリック・クラウド・サービスの利用状況は、随時、調達請求者がWEBを用いて確認することができること。なお、クラウド資源の監視等の管理作業等は含まないものとする。
- 受注者は、毎月月末までに当該月の履行を正常に完了した旨を示す月次報告書を提出すること。毎月の支払額は、Amazon社のパブリック・クラウド・サービスの利用実績に応じて決定するので、契約書で定める請求書の提出の際に、利用実績を検証できるように利用課金計算資料を添付して提出すること。なお、提出する利用課金計算資料の様式は、契約締結後に産総研と協議の上、決定するものとする。
- 現行契約先と協力し円滑な移行を実現すること。契約締結後速やかに引き継ぎ調整を実施すること。また、本契約終了後、次期契約先と協力し円滑な移行を実現すること。
- 「サプライチェーン・リスクに対応するため、別紙に記載する事項に従って契約を履行しなければならない。
- AWSアカウント情報は契約後、調達請求者から提供する。

6. 利用期間

2025年7月1日～2026年3月31日

7. 納入物品および納入期限

- 納入物品：パブリック・クラウド環境が使用できることを示す書類 1部
(紙媒体or電子媒体)
※電子媒体の場合、原則としてUSBメモリ等の外部電磁的記録媒体は用いないこと。
- 納入期限：2025年6月30日

8. 納入の完了

「7. 納入物品」に記載された納入物品が過不足なく納入され、現行の ID、パスワードを利用してパブリック・クラウド環境が継続使用できることおよびコンソールの請求先確認をもって、納入の完了とする。

9. 納入場所

東京都江東区青海 2-4-7

国立研究開発法人産業技術総合研究所 臨海副都心センター

別館 9 階 92020 室

インテリジェントプラットフォーム研究部門

10. 付帯事項

- ・本仕様書の技術的内容及び知り得た情報については、守秘義務を負うものとする。
- ・本仕様書の技術的内容に関する質問等については、調達請求者と協議すること。また、本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、調達担当者と協議のうえ決定する。
- ・契約の不備によって利用ができないような期間が生じた場合など、受注者の責において及ぼした損害は、受注者が負担すること。

サプライチェーン・リスク対応に係る特記事項

1. サプライチェーン・リスクへの対応

受注者は、機器等の意図的な不正改造及び情報システム又はソフトウェアに不正なプログラムを埋め込むなど、国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下、「産総研」という。）の意図しない変更が加えられたときに生じ得る情報の漏えい若しくは破壊又は機能の不正な停止、暴走その他の障害等の情報セキュリティ上のリスク（以下「サプライチェーン・リスク」という。）に対応するため、受注者は「IT 調達に係る国の物品等又は役務の調達方針及び調達手続に関する申合せ」（平成 30 年 12 月 10 日関係省庁申合せ）に基づく対応を図らねばならない。

2. 意図しない変更に対する対策

- ①受注者は、本業務の履行に際して、サプライチェーン・リスクが潜在すると知り、又は知り得るべきソースコード、プログラム等（以下「ソースコード等」という。）の埋込み又は組込みその他産総研担当者の意図しない変更を行ってはならない。
- ②受注者は、本業務の履行に際して、サプライチェーン・リスクが潜在すると知り、又は知り得るべきソースコード等の埋込み又は組込みその他産総研担当者の意図しない変更が行われないように相応の注意をもって管理しなければならない。
- ③受注者は、本業務の履行に際して、情報の窃取等により研究所の業務を妨害しようとする第三者から不当な影響を受けるおそれのある者が開発、設計又は製作したソースコード等（受注者がその存在を認知し、かつ、サプライチェーン・リスクが潜在すると知り、又は知り得るべきものに限り、主要国において広く普遍的に受け入れられているものを除く。）を直接又は間接に導入し、又は組み込む場合には、これによってサプライチェーン・リスクを有意に増大しないことを調査、試験その他の任意の方法により確認又は判定するものとする。

3. サプライチェーン・リスクにかかる調査の受入れ体制

- ①受注者は、本業務に産総研担当者の意図しない変更が行われるなど不正が見つかったときは、追跡調査や立入検査等、産総研と連携して原因を調査し、サプライチェーン・リスクを排除するための手順及び体制を整備し、当該手順及び体制を示した書面を産総研担当者に提出しなければならない。

4. サプライチェーン・リスクを低減するための対策

- ①受注者は、サプライチェーン・リスクを低減する対策として、本業務の設計、構築、運用・保守の各工程における不正行為の有無について定期的または必要に応じて監査を行う体制を整備するとともに、本業務により産総研に納入する納入物品に対して意図しない変更が行われるリスクを回避するための試験を行わなければならない。当該試験の項目は、情報セキュリティ技術の趨勢、対象の情報システムの特性等を踏まえ、受注者において適切に設定するものとする。
- ②機器の納入であり、かつ、設計、構築、運用・保守の各工程が存在しない場合は、4. ①の対応は不要。

5. 受注者の業務責任者等

- ①受注者は、本業務の履行に従事する業務責任者及び業務従事者（契約社員、派遣社員等の雇用形態を問わず、本業務の履行に従事する全ての従業員をいう。以下同じ。）を必要最低限の範囲に限るものとする。
- ②機器納入であり、かつ、設計、構築、運用・保守の各工程が存在しない場合は、5. ①の対応は不要。

6. 再委託

6.1 本業務の第三者への委託の制限

受注者は、産総研の許可なく、本業務の一部又は全部を第三者（再委託先）に請け負わせてはならない。ただし、6.2 に定める事項を遵守する場合はこの限りではない。

6.2 第三者への委託に係る要件

- ①受注者は、本業務の一部又は全部を第三者に再委託するときは、再委託先の事業者名、住所、再委託対象とする業務の範囲、再委託する必要性について記載した承認申請書を、委託元である産総研に提出し、書面による事前承認を受けなければならない。
- ②受注者は、本業務の一部又は全部を第三者に再委託するときは、再委託した業務に伴う再委託者の行為について、全ての責任を負わなければならない。
- ③受注者は、知的財産権、情報セキュリティ（機密保持を含む。）及びガバナンス等に関して、本仕様書が定める受注者の責務を再委託先も負うよう、必要な処置を実施し、その内容について委託元である産総研の承認を得なければならない。
- ④受注者は、受注者がこの仕様書の定めを遵守するために必要な事項について本仕様書を準用して、再委託者と約定しなければならない。
- ⑤受注者は、前号に掲げる情報の提供に加えて、再委託先において本委託事業に関わる要員の所属、専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）、実績及び国籍についての情報を委託元である産総研へ提出すること。
- ⑥受注者は、再委託先において、産総研の意図しない変更が加えられないための管理体制について委託元である産総研に報告し、許可又は確認（立入調査）を得ること。

7. その他

- ①提出された資料等により産総研担当者に報告された内容について、サプライチェーン・リスクが懸念され、これを低減するための措置を講じる必要があると認められる場合に、調達担当者は受注者に是正を求めることがあり、受注者は相当の理由があると認められるときを除きこれに応じなければならない。
- ②産総研は、受注者の責めに帰すべき事由により、本情報システムに産総研担当者の意図しない変更が行われるなど不正が見つかった場合は、契約条項に定める契約の解除及び違約金の規定を適用し、本業務契約の全部又は一部を解除することができる。